

平成 28 年度第 4 回 鳥取支部評議会の概要報告

開 催 日	平成 29 年 1 月 20 日 金曜日 午後 1 時 30 分から 3 時 30 分
開 催 場 所	しいたけ会館 対翠閣
出 席 者	山田評議員（議長）、足立評議員、花原評議員、細田評議員、河毛評議員、嶋田評議員、竹中評議員 【順不同】
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成 29 年度都道府県保険料率に対する支部長意見等について 2 平成 29 年度鳥取支部事業計画（案）について 3 協会けんぽにおけるインセンティブ制度について
議 事 概 要 (主な意見等)	<p>○議題 1「平成 29 年度都道府県保険料率に対する支部長意見等について」事務局より説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ■資料 1-1：都道府県単位保険料率の変更についての意見書 ■資料 1-2：都道府県単位保険料率の変更についての意見（平成 27 年度第 3 回鳥取支部評議会） ■資料 2：鳥取支部保険料率（推計） ■資料 3：協会けんぽの収支見込み（医療分） ■資料 4：介護保険の平成 29 年度保険料率について <p>≪主なご意見と回答≫</p> <p>【事業主代表】</p> <p>「激変緩和後の清算・特別計上を除く」と「激変緩和後の清算・特別計上を含む」を比べると鳥取支部の保険料率が 9.97%から 9.99%に上がっていますが、その仕組みを教えてください。</p> <p>(事務局)</p> <p>平成 27 年度保険料率を設定するときに見込んでいた支部の収支より、結果として支出(医療費)が増加したため、その差額分を 2 年後の 29 年度保険料率で清算する必要があることから、保険料率が 0.02%上がる見込みとなっています。</p> <p>【事業主代表】</p> <p>準備金残高が大きくなっていくなかで、保険料率が上がることは一般の人に理解できるのでしょうか？準備金残高について、「ここまで」という一定の基準があれば良いですが、そうではなく、潤沢に準備金を残しつつ被保険者・事業主には負担増をお願いしなくてはならず、2 年前の精算分だからといって保険料率が上がることの理解は得難いのではないかと思いますというのが率直な感想です。</p>

【事業主代表】

少子高齢化による赤字構造のために準備金をプールしておきたい気持ちはわかりますが、必要以上に不安を煽っている面も否めないのではないのでしょうか。そうやって集めた保険料で準備金が積み上がって、積み上がり過ぎた分を国がいくらか持って行ってしまわないかという不信感もあります。法定準備金を超えた分の扱い方についてルール化が必要だと思います。

【事業主代表】

協会全体として単年度収支がプラスにも関わらず、鳥取支部の保険料率が上がるのは、おかしいのではないのでしょうか。結局、準備金をどう積み立てるのが焦点のように思うのですが、いかがでしょうか？

【学識経験者】

評議会意見・支部長意見の双方にあるように、「どういう状況になれば保険料率を下げるのか」がポイントではないのでしょうか？ぜひこの問いに答えていただきたい。

【学識経験者】

全国平均保険料率を10%で維持するのであれば、都道府県単位保険料率も現状維持にすることも1つの案ではないか。

「全国平均保険料率は現状維持」と言っておいて、「鳥取支部の保険料率は上がります」というのは理解が得られない。

【事業主代表】

経営者の立場から、財源はあるのに保険料率が上がることは理解できない。

(事務局)

ここまで頂戴したご意見を参考に、都道府県単位保険料率のあり方について支部長意見に反映したいと思います。

【被保険者代表】

保険料率決定までのプロセスにおいて、評議会の意義を改めて確認していただきたい。以前の鳥取支部評議会で意見が出たように、評議会の意向を最もわかっている支部長が運営委員会へ参加するというのを提案してもいいのではないのでしょうか？

【学識経験者】

各支部評議会の多数意見とは異なる結論になるのは「ダメ」と言いたい。

(事務局)

支部長意見は、中途半端な表現にはせず、意思を明確に表明するようにします。

○議題2「平成29年度鳥取支部事業計画(案)について」事務局より説明

■資料5：平成28年度事業計画の進捗状況について

■資料6：平成28年度事業計画の実施状況について

■資料7：平成29年度全国健康保険協会鳥取支部事業計画案(新旧対照表)

■資料10：平成29年度鳥取支部運営方針・特別計上予算案等について

■参考資料1：協会けんぽ鳥取支部月報(平成28年8月)

《主なご意見と回答》

【学識経験者】

資料5において、3点質問です。

①進捗状況についての評価は誰が行ったのか？

②評価基準が量なのか？質なのか？時間なのか？基準を教えてください。

もっと事業の質がわかるような指標が必要ではないか？

③△となっている項目をどうする予定なのか？

(事務局)

①担当部署が評価を行ったものに、支部長評価を加味した結果となっています。

②ターゲットと成果がわかるように、プロセス管理も含めて数値目標を設定して取り組めるように事業計画をさらに詰めていきたいと思えます。

事業評価については、量・質・プロセスなど幅広い視点で事業成果を可視化することにより、事業をさらに詰めていきたいと思えます。

③目標値があるものについては、残りはわずかですが、本年度中にできる限り達成に向けて努力します。また、目標達成が厳しいものについては29年度でどう取り組むかを検討していきたいと思えます。

【事業主代表】

特別計上予算とは何かについて教えてください。

(事務局)

加入者数などに応じて各支部へ予算が配分されますが、その予算を超えて事業を実施したい場合に、超過分を本部へ要求するのが「特別計上予算」となっています。特別計上予算は支部保険料率算出の際に支部の支出へ計上するため保険料率へ影響しますが、今回の計

上分は直接的には保険料率が上がらない試算です。なお、保険料率の小数点以下 2 桁に直接的に影響がある特別計上予算額は 1,500～1,800 万円と試算しております。

※支部事業計画・予算について評議会としての確認がされた。

○議題3「協会けんぽにおけるインセンティブ制度について」事務局より説明

■資料8：インセンティブ制度の検討状況について

■資料9：後期高齢者支援金の加算・減算制度の見直し（平成30年度～35年度）の検討状況

《主なご意見と回答》

【学識経験者】

インセンティブ制度については評議会でも何回か議論を重ねるのでしょうか？

(事務局)

今後、継続的に議論いただく予定です。

【事業主代表】

このインセンティブ制度が出てきた背景には何があるのでしょうか？

(事務局)

全保険者の健康づくり等の取り組みを活発化させる狙いがあります。現在後期高齢者支援金ではすでに全保険者を対象に、健診や保健指導の実績による加算・減算制度が行われていますが、努力への評価にさらにメリハリをつける方向性です。協会けんぽは保険者として規模が大きいため、このたびは単独で制度を運営します。具体的には各支部の努力を各支部の保険料の差として評価するものです。

【学識経験者】

協会けんぽ全体としては後期高齢者支援金の額は変わらないが、支部間の支出額に差を設けるということによろしいでしょうか？

(事務局)

おっしゃる通りです。支部の負担の幅をどうするのか、各評価項目の評価点が同じで良いのか、などが議論のポイントになっています。

【事業主代表】

支部の業績によりその支部に加入している被保険者・事業主の負担が増える可能性もあれ

ば、反面、鳥取のように激変緩和で保険料率が上がっている支部は激変緩和終了により保険料率が下がり、さらにインセンティブにより保険料率が下がる可能性も出てきたということですね。

【事業主代表】

まず議論すべきは保険者間で保険料率が違うことなど、現在わかっている制度の問題点であって、インセンティブ制度についてはそれらが整理された時点で議論すべきではないでしょうか？

【被保険者代表】

消費税が増税された場合の影響は加味されているのでしょうか？

(事務局)

協会けんぽが支出する高齢者支援金の額には影響するかもしれませんが、まだ不明です。

【学識経験者】

協会けんぽが設立されて都道府県単位保険料率が設定されるようになったのは、都道府県の実績を反映していくという目的があったはずなので、インセンティブ制度の導入についてはある程度理解できますが、腑に落ちない部分があります。

【事業主代表】

激変緩和措置が無くなることで保険料率が上がる支部は成績が悪ければインセンティブ制度によってさらに保険料率が上がるというのは、そこに加入している人にとって酷ではないでしょうか？

(事務局)

保険料率が高い支部の評議会では、インセンティブ制度によって保険料率を下げようという前向きな意見も出てきているようです。ただ、これまで以上に加入者・事業主の皆様のご理解を得たうえで事業を行っていく必要があると考えております。

(事務局)

今回はインセンティブ制度について検討段階でのご意見をいただきました。今後も継続してご議論いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

特記事項

- ・傍聴人：新日本海新聞社記者 1 名（1/21 朝刊に関連記事掲載）
- ・次回評議会の予定：平成 29 年 3 月